

奄美群島チャレンジ商品展示販売会 旅費・輸送費の補助について

【旅費及び輸送費補助についての基本的な考え方】

- ・原則として、商品展示販売会への出展を実施する上で必要となる旅費を計上してください。補助額については別紙1「奄美群島チャレンジ事業商品展示販売会出展募集要領」に記載の通り、1事業者当たり旅費8万円、輸送費2万円を上限とします。
- ・旅費行程と比較して用務内容に疑義がある場合は、補助対象経費から除外することがあります。
- ・補助は全て実費精算にて開催後に委託事業者より支払います。開催地での展示に関して利用した交通機関、宿泊施設及び輸送事業者の発行する領収書等の証憑書類の提出が必要となります。

【航空運賃について】

- ・商品展示販売会に際し利用した航空便の運賃について、奄美群島内から開催地の空港への移動の場合は、原則として利用した区間の離島割引運賃とします。
- ・全ての搭乗について利用証明となる搭乗券半券を添付してください。

【船舶運賃について】

- ・商品展示販売会のための船舶利用については、旅客のみの場合は離島割引制度を適用した2等寝台運賃までの運賃で計上・精算してください。2等寝台よりも高い運賃設定の船室を利用した場合は、2等寝台運賃までの価格で支援対象経費とします。
- ・開催地までの展示物輸送に自家用車を用いる等の理由で自家用車を船便に積載し移動する場合は、各船便運航会社の自動車航送運賃（ドライバー1名分の旅客運賃含む）を補助対象経費とします。

【宿泊料について】

- ・開催地での宿泊料は、1泊1名あたり12,000円を上限として実費分を補助対象経費とします。宿泊料の把握できる領収書を提出してください。

【レンタカーの利用について】

- ・用務上の都合により開催地でのレンタカー利用が最適であると認められる場合は、レンタカーの利用料を補助対象経費とします。利用額及び期間の把握できる領収書等の書類を提出してください。なお、ガソリン料は補助の対象外となります。

【輸送費について】

- ・商品展示販売会に際し展示物品の輸送が必要な場合について、物品の輸送費を補助対象経費とします。開催地での展示に要した輸送費の把握できる領収書及び開催地への輸送が証明できる送り状の控え等を提出してください。

【その他】

- ・上記規定に関しご不明な点等ある場合は、奄美群島広域事務組合企画振興係までご連絡ください。